

まほろば環境衛生組合契約規則

(目的)

第1条 この規則は、法令その他別に定めがあるものを除くほか、契約事務の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(準用)

第2条 契約の方法については、安堵町契約規則（昭和43年安堵町規則第5号）の例による。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。